

# ASIAN WOMEN'S FUND NEWS

2004.11.8

No. 24

URL <http://www.awf.or.jp> e-mail [dignity@awf.or.jp](mailto:dignity@awf.or.jp)

## 目次

- 「アジア女性基金設立10年目を迎えて」..... 1
- 「司法制度の中で、女性の尊厳を守るためには」..... 4
- 日韓学生のフォーラム2004「体験とメディアと日韓関係」を開催..... 6
- 身近で深刻な高校生の性暴力被害..... 9
- お知らせ..... 12

## 【特集】

女性のためのアジア平和国民基金は、設立10年目を迎えました。みなさまにご協力をいただいた償い事業は2002年9月、フィリピン、韓国、台湾で終了いたしました。このたび、「『慰安婦』問題とアジア女性基金」刊行にあたって、アジア女性基金の事業に設立当初より運営審議会委員長・理事として関わってこられた和田春樹先生に、この10年間の感慨を書いていただきました。



和田春樹 東京大学名誉教授

## 「アジア女性基金設立10年目を迎えて」

～冊子「『慰安婦』問題とアジア女性基金」の刊行にあたって～

和田 春樹 東京大学名誉教授／アジア女性基金 理事

本年春、アジア女性基金のパンフレット『「慰安婦」問題とアジア女性基金』が刊行されました。その内容は、「慰安婦」とは何か、その数についての諸説の検討からはじまって、「慰安婦」問題がひとつの関心を集め、対応を迫られた日本政府がアジア女性基金をつくるまでの経過、および誕生したアジア女性基金の事業の思想を説明し、オランダ、フィリピン、韓国、台湾、インドネシアに対する償い事業のそれぞれの総括をおこない、合わせて「慰安婦」問題を歴史の教訓と

するための事業をも総括しています。巻末には主要文献目録と関係主要資料が収録されています。

基金は、「慰安婦」問題について、発足以来、2つのパンフレットを出してきました。いずれも30頁前後のものでした。このたびのパンフレットは第三号にあたりますが、大判で本文45頁、付属資料41頁もある本格的なものです。このたびのパンフレットは、長い過程をへて、執筆、検討、書き直しが進められ、基金の関係者の合意が最終的に形成されて、まとめられた基金の「償い事業」の報告文書です。

最初にこのパンフレットの原型がつくられたのは、2000年8月のことです。当時、基金では申請者が多くなると予想されたために「償い金」の原資が不足する状況となり、募金をあらためて訴える「キャンペーン2000」をスタートさせようとしていました。そのためには5年経過した基金の活動の中間総括が必要だと考えられました。私は運営審議会委員長として、オランダ事業実施委員会との定期協議に参加して、オランダ事業の経過と結果、支給を受けた被害者たちの反応に強い感銘を受けていました。それで終了間近なオランダ事業の総括を先頭に、アジア女性基金の償い事業の中間総括のパンフレットをつくることを推進しました。当時私はこれを「5周年報告」とよんでおりました。

このパンフレットを出すには、関係者すべての合意の形成が必要でした。基金の理事会、政府の関係部局、外務省や内閣官房での検討に加え、事務局でも細かな内容などのチェックを行いました。

2001年7月にはオランダで事業終了の記者会見が行われ、オランダ事業実施委員会の報告書が出ましたので、それとのすりあわせが必要になり、調整がながくつづきました。オランダ事業の形が決まった過程については、あらためて調べ直すこともしました。

2002年5月には韓国と台湾での事業がついに終了しました。そこで、パンフレットは「償い事業」の終了にさいして、基金として報告をおこなうという文書に性格を変えることになりました。2003年1月、基金の活動の検証のためのワークショップが開かれることになり、内外の討論参加者に内部評価の資料として、パンフレット原稿を配布することになりました。この段階で基金内部の最終的検討をまとめることになり、大沼理事、横田運営審議会委員長、伊勢事務局長と私がまとめました。外務省も修正意見を提起しました。それで文章をとりまとめ、日本文、英文のテキストがつけられました。

ワークショップのあと、2003年2月、さらに修正を加え、パンフレットの文章が最終的にまとまったのは、2003年12月年末のことでした。

長い間議論になった論点の一つを紹介します。オランダの事業実施委員会と受給した被害者たちは、1999年日本の歴史教科書の「慰安婦として強制的に送り出された」という記述から「強制的に」という言葉が削除されたという報道に強く反発し、抗議の手紙を基金にも送ってこられました。このことをパンフレットに記録することをめぐって、さまざまな意見が対立しました。「慰安婦」問題が教科書にどのように記述されるかは、基金が関心をもってきたことですが、基金としてはいかなるコメントも出してきませんでした。オランダの事業実施委員会の意見を記録する部分は、この問題にふれる唯一の記述となっています。

さて、まとまったパンフレットをみると、冒頭の二つの節で、「慰安婦」問題を説明しています。基金のパンフレット第一号にも『「慰安婦」とは何か』と題する記事が収録されていましたが、こんどは、その後基金が刊行した『政府調査「従軍慰安婦」関係資料集成』全5巻と基金の「慰安婦」関係資料委員会が発行した『「慰安婦」問題調査報告・1999』に基づいて、新しい認識を加

えています。警察大学で発見された資料にもとづいて、上海領事館陸軍武官室、憲兵隊の合議で慰安婦所設置がきめられた例があること、「慰安婦」の獲得をスムーズにするために日本に派遣された軍人は内務省警保局長に便宜をはかってもらっていることを指摘しています。1942年に南方軍から台湾軍に慰安婦50人を送れという要請が直接入ったことも説明されています。同じことが朝鮮軍に対しても要請されたのだらうと推測されています。またフィリピンやインドネシアで、現地の日本軍が暴力的に女性を連行して、軍の施設に監禁し、レイプをつづけるというような事例がすくなくないことを指摘し、これを「事実上の慰安所の代替物」であったとみなしています。数の問題では、明確な統計はないことを指摘し、国連差別防止・保護小委員会（現在は、国連人権促進保護小委員会）特別報告者マクドゥガル氏が「慰安婦」とされた者20万人、その4分の3、14万人が死んだという論拠は、荒船清十郎氏の発言を根拠にするもので、当をえないとしています。償い事業の結果については、フィリピンでは、基金による償いに反対するNGOが、基金事業の受け取りをのぞむ被害者女性の申請手続きを助けていることが指摘されています。韓国の事業については、基金の事業をうけとった人々の社会的認知がなく、心理的に苦しい立場に置かれていることをなんとか打開したいという願いが強調されています。そして、運動団体や政府の十分な理解をえられなかったが、「予想されたよりもはるかに多くの被害者の方々」が、償いの事業をうけとって下さったことは「ありがたいことであった」と結んでいます。

パンフレットには書かれなかったこともあります。一つは国別の支給者数です。第二は、基金の償い事業が、オランダ、フィリピン、韓国、台湾、それにインドネシアにかぎられて、中国と朝鮮民主主義人民共和国、マレーシア、ミクロネシアなど被害者が存在することがわかっている国々に対して、なぜ事業が実施されないでいるのかという説明がなされていないことです。この点の説明を含めることができませんでした。

このパンフレットは、長い年月かけて、政府、外務省、基金の理事、運営審議委員会、事務局といった関係する者全員が、作成に関わってまとめた「償い事業」報告の文書です。ひろく読んでいただき、討論し、批判、検証して下さるようお願いいたします。

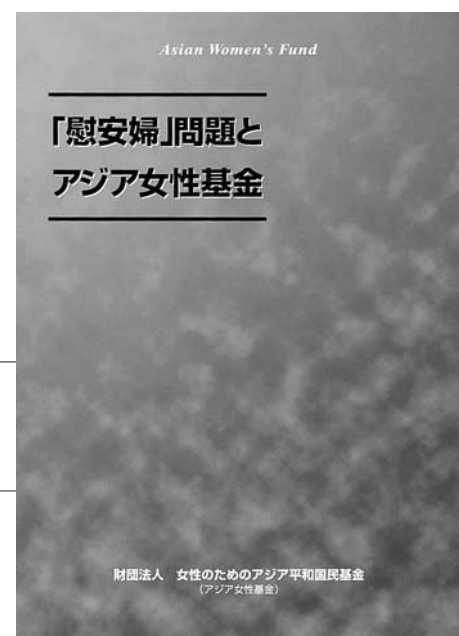
**冊子『「慰安婦」問題とアジア女性基金』**はアジア女性基金のホームページに全文を掲載しています。

【和文：86ページ】

[http://www.awf.or.jp/woman/pdf/ianhu\\_wa.pdf](http://www.awf.or.jp/woman/pdf/ianhu_wa.pdf)

【英文：80ページ】

[http://www.awf.or.jp/woman/pdf/ianhu\\_ei.pdf](http://www.awf.or.jp/woman/pdf/ianhu_ei.pdf)



## 「司法制度の中で、女性の尊厳を守るためには」

日本をはじめ多くの国において、司法における女性の尊厳と人権を守るための試みが始まっています。アジア女性基金は、この動きをふまえ、アジア太平洋地域をはじめ、北アフリカや東欧などから専門家を招き、2000年～2004年にかけて、「女性と司法」に関する専門家会議を4回にわたって開催しました。

会議の成果は、ガイドラインとして、この度和文・英文で刊行されました。この専門家会議の企画に携わられた横田洋三運営審議会委員長(国連人権促進保護小委員会委員、中央大学教授)に、ガイドライン作成までの経緯とその活用への期待について、お話をいただきました。

**事務局** アジア女性基金では、これまで4回、「女性と司法」に関する専門家会議を開催してきました。これらの報告書は、開催年ごとに和英で発行しています。それぞれの会議で取り上げられ、論じられた事柄の到達点としてまとめたガイドラインは、2004年8月、国連の人権促進保護小委員会において議長の賛同を得て、委員全員に配布されたとうかがっております。横田先生、このテーマをアジア女性基金の事業の中で取り上げられた理由からお話いただけますか。

**横田** 女性の権利に対する意識の世界的な高まりを反映して、女性の人権や尊厳の問題に対する関心は、近年強まっていました。アジア女性基金は、「慰安婦」問題の反省にたつて、今日の女性が直面している暴力や人権の問題に取り組んでいましたが、私の専門分野である法制度における女性差別についても、議論が始まっていました。そこで、司法における女性の尊厳と人権を守る活動の先駆けとなる試みとして、「女性と司法」のテーマを提案しました。この基金による専門家会議では、各国における司法と女性の現状報告や情報交換を行い、議論が発展することによって、女性の人権擁護活動が一段と活発化することを期待していました。

**問い** 最初の会議は、2000年に開催されたのですか。

**横田** そうです。最初の会議では、1)多くの国で、立法者や立法機関がほとんど男性で構成されている偏向性のため、法そのものが女性に対して差別的である、2)女性に財産権、相続権、参政権を認めない法律が、最近まで多くの国に存在していた、3)そのため、女性の権利が社会的にも、司法制度上も遅れている、4)結婚、離婚、売春の取締りなどについて、女性を差別する規定が、現在でも少なからぬ国に見られる点などが共通認識となりました。こうした法律的差別規定のために、犯罪者とされる、あるいは生きるために犯罪者とならざるを得ない女性が数多く存在することも確認されました。

**問い** 参加者は、どのような国や分野の専門家だったのですか。

**横田** アルジェリア、ルーマニア、マダガスカルなどのアジア地域外からの参加者に加え、オーストラリア、中国(香港)、マレーシア、ネパール、フィリピン、スリランカ、タイなどのアジア諸国、国際法律家協会、旧ユーゴ刑事裁判所などの国際機関、各国政府などから専門家を招聘しました。その人たちは、国連人権小委員会委員、弁護士、裁判官、検事総長、国内人権擁護委員、法学部教授などの専門家でした。

**問い** 2回目以降の専門家会議では、法制度全般ではなく、分野を特定して論議されたのですか。

**横田** そのとおりです。2回目は、被害者となった女性が訴える過程や被疑者となった場合の裁判制度の具体的な問題に触れました。例えば、1)女性は、人身売買や虐待からの保護の名目で、本人の意思に反して拘置されるべきでない、2)夫婦の財産、夫婦の家という概念を、離婚や扶養の問題との関連で、発展させる必要がある、3)女性を含む弱い立場の人が裁判に訴えるとき、情報が不足して援助を受けにくい状況が多い、4)弁護士費用、言葉の壁、社会的慣習などでの手続きの遅れ、女性はまともな訴えができないなどの偏見を取り除く必要がある、5)レイプその他の性犯罪の被害者に、過去のセックス歴を関連させない、さらに、5)性犯罪の場合、加害者と対面しなくてよい審理や、ビデオリンクを使った証言を可能とする制度の導入、などの点が提起されました。

**問い** 国によって、司法における女性の権利や対応には大きな違いがあるようですが、各国で共通している問題点をどうか



2000年11月、箱根にて

がいただけますか。

**横田** 第3回の専門家会議は、マレーシアで開催しました。そこで明らかになった共通の問題は、女性が暴力を加えられたときに示す対応は、その暴力を通報したり、訴えたり中止させようとする試みが、社会的、文化的、経済的に支持されるかどうかにかかっている点です。日本でも、ごく最近まで、夫に暴力を振るわれるドメスティック・バイオレンスを訴えることには、被害者の側に躊躇がありました。夫婦喧嘩は家庭内の問題と思われていて、近所や家族にさえ隠している被害者は、今でもたくさんいます。経済的に自立の出来ていない女性は、離婚後の生活や子どもの養育を心配して暴力を振るわれても我慢してしまいます。

**問い** これに関連して、何か特徴のある問題点はありますか。

**横田** 国によって特徴のある問題としては、女性が刑期を終えても、男性の家族が後見人として迎えに来ない限り釈放されない場合があります。これは、処罰が終わっているのに、自由を拘束するという、法律上、大変重大な問題にもかかわらず、家族の不名誉となった女性への罰といった口実や、単に忘れていたなどの許しがたい理由で起こっています。

**問い** 司法の分野で、女性にとって参考となるような新しい試みが紹介されましたか。

**横田** 出産を控えている女性や子どものいる女性が刑に服するときは、特別のニーズや適切な医療、子どもとの面会や一緒に住めるような特別の配慮が考えられるようになってきています。全体的に見ると、被拘禁女性（罪を犯して刑務所に送られた女性）は、子どもに対する影響を考慮して、量刑の面で配慮される傾向にあります。また、拘束するかわりに社会奉仕や、若い初犯の場合、週末毎に収容し、仕事を続けながら社会復帰を容易にする方式が導入されて、一定の効果を挙げている国もあります。

**問い** 国連の人権促進保護小委員会で、「女性と司法」の専門家会議の到達点をまとめたガイドラインを配布されましたが、その具体的な内容についておうかがいします。

**横田** さまざまな社会に属している女性たちは、法律体験もまたさまざまであり、このガイドラインで論じている問題点が、実際の現場で確実に改善されることが重要と考え、作成しました。ガイドラインは、とくに司法における女性に対する差別に注目し、こうした差別を生んでいる慣習と取り組む勧告をしています。国、地域、国際社会で女性の状況を改善する措置の一部としての原則とガイドラインを65項目にまとめました。それは以下の項目に分けられています。

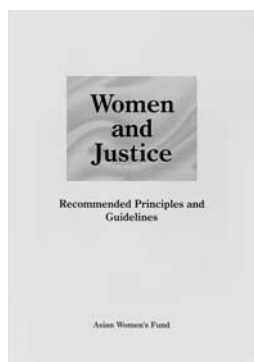
その内容は、序文・前文に続いて、司法はすべての人にとって平等という推定、司法制度を左右する影響力、暴力の被害者・サバイバーとしての女性（レイプ、人身売買、家庭内暴力、「名誉殺人」、女性と少女を傷つける慣習）、家族法、外国人労働者、女性の保護拘束、被告人となった女性、拘束下の状況、実施とフォローアップ、となっています。

**問い** そのガイドラインの効果について、どのようにお考えですか。

**横田** 本来、女性を含む弱い立場の人は、法執行・救済制度のもとで手厚く保護されるべきです。それにもかかわらず、実際には十分配慮した扱いを受けずに、ほとんど男性である警察官、検事、裁判官などによって二重に被害を受ける事例も数多く報告されています。日本をはじめ多くの国において、決して十分とはいえないまでも、司法における女性の尊厳と人権を守るための試みが始まっていることは歓迎すべき動きであり、このガイドラインによって、具体的な進展が見られることを期待します。



ガイドラインについては繰り返し協議を重ねた



## ガイドライン「女性と司法」のご案内

上でご紹介したガイドライン「女性と司法」は、アジア女性基金のホームページでご覧いただけます。

[http://www.awf.or.jp/woman/pdf/k\\_joseishihou.pdf](http://www.awf.or.jp/woman/pdf/k_joseishihou.pdf)

(英文と和文が1冊にまとめられています。英文P1-24、和文P27-43)

冊子をご希望の方は、アジア女性基金まで直接お問い合わせください。

## 韓国・日本・「在日」——14大学から29人の学生 「日韓学生のフォーラム」第2回を開催 「論よりキムチ?」「メディアと体験交流」めぐって対話

ドラマ「冬のソナタ」などの韓国ブーム（韓流）は日韓の歴史認識・日韓友好定着につながるか、拉致問題などの報道は「北朝鮮」・日韓問題にどのように影響しているか——。日韓（日朝）関係について双方の学生たちが集まり「日韓関係の現在・過去・未来」を語り合う第2回「日韓学生のフォーラム2004」が開かれました。昨年7月につづく「基金」主催による学生たちの“未来への対話”です。

今回、そのタイトルは「日韓学生のフォーラム——メディアと体験と日韓関係」としました。2004年8月23日と24日に訪問インタビューとチーム会議、そして全体会議としての公開フォーラム開催という構成です。公開フォーラムは24日午後1時30分から6時、会場は国際連合大会議場。コメンテーターは李元雄教授（韓国・関東大学校）、小倉紀藏助教授（東海大学）、橋本ヒロ子教授（十文字学園女子大学）、そして伊勢桃代（基金専務理事・事務局長）でした。

韓国から参加した大学は、関東大学校、西江大学校、梨花女子大学校、慶熙大学校と韓国外国語大学校。「在日」コリアンと日本の学生の大学は、テンプル大学ジャパン、早稲田大学、中央大学、日本体育大学、明治大学、慶応義塾大学、十文字学園女子大学、お茶の水女子大学、東京大学でした。学生構成は韓国13人、留学生2人（うち1人は中国・朝鮮族）、「在日」4人、日本10人です。

今年のねらいは、つぎの通りです。——日韓（日朝）の事件、事態とその報道が、人々の「関係意識」「印象、評価」をつくる。他方、情報とメディアの多様化、人々の往来による「体験」が、関係意識を左右するようになってきた。このような「いま」を生き、これからの日韓（日朝）関係をつくる日本、韓国、「在日」の学生約30人が一堂に会し、政治・社会・文化・情報をめぐって、個人の視点から過去を検証し未来に向けて対話する。——

「論よりキムチ…?」となげかけました。それは、過去・歴史問題といまの韓国ブームをみるときに、報道・論壇を通じたの印象や意見と、インターネットや映画、音楽・ドラマ・食、そして自らの旅行などの体験を通じたそれ。どちらが正しいのか、学生たちはどう評価するかという論点です。「冬ソナ」ブームは日韓の歴史問題認識につながるか否か。「つなげるべきだ」というより、実際のブーム現象への肯定的・否定的意見が交錯。現在ひろがっている相互への関心については肯定的に見て、歴史的背景をふまえていく方向を学生たちは意識し、互いに意見を述べあいました。「フォーラム参加を機会に『慰安婦』問題を考えた」（日本の学生）、「日本側の韓国への関心が予想以上につよいことがわかった」（韓国の学生）など。



公開フォーラム会場では、話し手の映像を流し「顔の見える対話」とした



国連大会議場で開いた「日韓学生のフォーラム」（8月24日）。司会者も学生（韓国2、日本2、「在日」1、パネルに約30人がそろって熱心に語り合った

多くの学生は、相手国に行ったことがない、これがはじめての具体的な韓国・日本体験となりました。となりの韓国、「在日」、日本を、顔をみながら体験したことになります。

23日午前には、「訪問インタビュー」として、東京・新宿で韓国食材などのスーパー、書店、食堂などを経営する（株）韓国広場の金根熙（キム・グンヒ）社長を参加学生たちが訪問しました。「ニンニク臭いキムチ」「韓国そのまま」を日本人に提供し「生活文化を通じた韓日交流」を進める金社長の

話は具体的で实际的。「自分ができることをやる」と話し、そのスーパーをはじめ書店、食堂に「冬ソナ」ファンが訪れ、新宿大久保一帯の「コリア・タウン」の客層がひろがっているといえます。

同日午後には朝日新聞社訪問。そこに韓国紙・東亜日報の支社長も同席して、二つの提携紙と学生たちは、メディアと市民交流、新聞とインターネットなどをめぐって話し合いました。朝日新聞から総合研究本部・清田治史本部長ら、東亜日報東京支社から金忠植支社長に出席いただきました。歴史的・政治的背景をもっている日韓関係に、市民的・生活的な共通土俵が生まれている現状。「自前の情報を得る手段がひろがった。しかしインターネットに肝心なことは出ない」として、イデオロギー、ナショナリズム、ステレオタイプの報道を戒めて、歴史問題をふまえたより深い日韓和解を意識していきたい、と朝日新聞から話されました。韓国ブームがひろがったために、これまで日本の目をみなかったドキュメンタリー映画なども多く露出している状況も、朝日新聞記者から指摘されました。



韓国広場社長の「論よりキムチ」の真意を聞く訪問インタビュー（8月23日）

自費で日本に残った韓国の学生たちは靖国神社を訪ねたりし、その間、日本や「在日」の学生たちが同行し、同世代としての体験・会話をつんだようです。さっそく韓国に行くことにした学生、それを楽しみに待っているとメールをくれる韓国の学生。そして、これをぜひ継続してほしいとの要望などが寄せられています。

昨年第1回は、韓国の李元雄教授と横田洋三教授にきっかけをつくっていただいで開催しました。これを引き継いで両教授、そして橋本ヒロ子教授にも学生募集などをお願いし、より大学、学生の幅もひろがりました。アジア女性基金らしい、歴史と未来をみつめる学生のフォーラムとして着実な歩みを記しています。

（本フォーラムの記録は小冊子にまとめ、今年度発行する予定です。）

### ■ 学生のレポートから——

「宝物の時間だった」「国、国民を嫌う固定観念の危険」「『在日』の私のことを聞いてくれた」「市民レベルの交流が大切」参加学生には、事後のレポート提出をお願いしました。これまでに集まった中から、一部を以下に抜粋しました。

#### ▽李芝遠（イ・ジウォン）さん（韓国）

『高麗』でのキム・グンヒ社長とのインタビューは最高だった。真剣にお話を伺ったが、社長の考えと私の考えが一致しているように感じ、嬉しく思った。韓国の食文化や現在の『韓流』と言われるものなどが、韓国と日本とがお互いを理解するための窓口になりうるというお話しに、全面的に共感した。既に過ぎ去った過去のことを現時点においての評価をするのではない、私と同じ時代に暮らしている方からそういう話を直接聞いたことは新鮮な衝撃だった。そのように考える人々が両国で少しずつでも増えたならば、これからの韓国と日本の歴史は間違いなく今までとは違う方向に流れるであろうと思う。

#### ▽趙和紀（チョー・ファギ）さん（「在日」）

韓国の学生はとてもパワフルだ。それはコミュニケーションの時にも同様に、どんどん質問をぶつけてくる。特に女の子はすごいパワーで会話する。学生同士が話している様子は、日本の学生のそれとは全く違って、けんかしているようにも見えるくらいである。学生たちは、なぜ私が韓国語を話せるのか聞いてきた。私は自分が説明できる範囲で、私の通った朝鮮学校や「在日」の話をした。学生たちはまるで初めてという風に、ふんふんと聞いて驚いたり感心したり。私は、そうやっていろいろのことを聞いてくれるのが、うまくいえないけれど、なんだかうれしかった。

#### ▽鬼原民幸さん（日本）

コミュニケーションをとろうとすると、「相手のことを深く知りたい」という姿勢が大切だと思う。深く相手を知るには、自分のことを知ってもらわなければならない。そう考えたとき、固定観念は障害以外の何ものでもない。自分と違う意見をもつ人を認めよう。それと同時に相手に伝えられるくらいの意見を、自分の胸にもとう。とにかく自分を表現することで精一杯だったフォーラムのプログラムは、それでも大切なものをたくさん残してくれた。




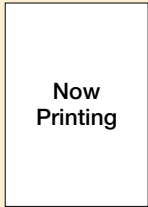
#### ▽菅原航さん（日本）

彼らは、いつまでも歴史問題に関して反日感情を抱いていては日韓関係が改善されない、よって一步譲りつつ、未来の日韓関係を良い方向に持っていこうとしているのが伺えた。この事は今回のフォーラムのような交流の「場」がなければ、気付くことができなかつただろう。そのような意味でも、今後、日韓の市民レベルにおいて誤解を防ぎ、良い日韓関係を築いていくためにも、交流の大切さを認識し、今後も引き続き、交流の「場」を増やしていく必要がある。

## アジア女性基金「公開フォーラムー歴史・対話シリーズ」について

歴史の反省をふまえて、どのように現在から未来への展望を切り開いていくかを課題にして開催してきました。それは、アジアの近隣諸国・人々との友好と親善を築いていく課題とも重なります。実際に、日韓関係では、双方の学生たちが「現在・過去・未来」を直接会って話し合う場としてフォーラムを開催し、自身の体験から既製の「対日」「対韓」イメージを洗い直すきっかけとなり、相互の見方や姿勢の違いを知る機会ともなっています。

これまでに開催したフォーラムは、冊子として刊行しました。ご希望の方は、アジア女性基金のホームページからダウンロード、または、直接基金までお問い合わせください。(冊子は無料、送料のみご負担いただきます。)

テーマ・日時	内 容	スピーカー
<p><b>公開フォーラムー歴史・対話シリーズ 1</b> 戦争の記憶と未来への対話～国際的視点から 2002年2月23日 東京</p> 	<p>日本とドイツの戦後の行き方を比較した</p>	<p>イアン・ブルマ (ジャーナリスト)、木佐芳男 (ジャーナリスト)、高木健一 (弁護士)、石井信平 (ジャーナリスト)、高崎宗司 (津田塾大学教授)</p>
<p><b>公開フォーラムー歴史・対話シリーズ 2</b> 日本と韓国ー過去の記憶と未来への対話 2002年11月16日 東京</p> 	<p>「歴史」をめぐって日本と韓国での語り方を検証し、新しい関係のあり方をさぐった</p>	<p>小倉紀藏 (東海大学助教授、NHKテレビ・ハングル講座講師)、道上尚史 (外務省課長)、高崎宗司 (津田塾大学教授)、饗庭孝典 (早稲田大学講師、元NHK)、金恵京 (早稲田大学大学院・留学生)、李敬宰 (高槻市・「在日」NGO)</p>
<p><b>公開フォーラムー歴史・対話シリーズ 3</b> 日韓学生のフォーラム ー日韓関係の現在・過去・未来 ～新時代に生きる 私たちの対話～ 2003年7月1日 東京 (共催：国連大学)</p> 	<p>日韓の学生が現在の目で、「慰安婦」・過去の問題と未来への関係づくりを語り合った</p>	<p>韓国学生ー18人：関東 (KWAN-DONG) 大学校学生、西江 (SO-GANG) 大学校国際大学院生 留学生ー2人：(韓国一早稲田大学) 日本学生ー16人：中央大学、東海大学、津田塾大学、杏林大学、明治大学、早稲田大学学生 アドバイザー：李元雄教授 (関東大学校)、横田洋三教授 (中央大学)、饗庭孝典講師 (早稲田大学)</p>
<p><b>公開フォーラムー歴史・対話シリーズ 4</b> 「だから、戦争」の論理と心理ー女性、国民、アジアの視点から 2004年3月4日 東京</p> <p>2004年12月に刊行予定</p> 	<p>「国家、戦争、暴力、女性」を歴史的・論理的視点から語り合った</p>	<p>上野千鶴子 (東京大学大学院教授) 加藤陽子 (東京大学大学院助教授) 姜尚中 (東京大学社会情報研究所教授)</p>



## 身近で深刻な高校生の性暴力被害 ～高校生男女2,346名のアンケート調査から～

2003年11月から12月にかけて、高校生男女2,346名（女子1,463名、男子883名）の協力を得て、「高校生の性暴力被害実態」に関する委託調査を実施しました。これは、日本において初めて、高校生の性暴力被害を定量的・包括的に調査したものです。女子にも男子にも、「学校や通学路などの身近なところで性暴力被害は繰り返されている」ことが明らかになりました。

本調査報告書「高校生の性暴力被害実態調査」は、アジア女性基金のホームページで全文をご覧ください。



<http://www.awf.or.jp/woman/pdf/koukousei.pdf>

（「高校生の性暴力被害実態調査」から一部引用）

質 問	女子	男子
Q1 あなたのからだについて、からかわれたり、いやらしいことを言われたことがありますか。	33.0%	20.7%
Q2 相手の裸や性器をわざと見せられたことがありますか。	35.1%	12.7%
Q3 無理やり、体を触られたり、抱きつかれたことがありますか。	37.2%	13.6%
Q4 無理やり、セックスされそうになったことがありますか。	13.2%	2.7%
Q5 無理やり、セックスされたことがありますか。	5.3%	1.5%
Q6 携帯電話や、出会い系サイト、インターネットで性的にいやな体験をしたことがありますか。	10.1%	2.4%

調査結果から見えた特徴について、研究班代表の野坂祐子さん（大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター・講師）に報告していただきました。

### ● 高校生の性暴力被害の特徴

#### 1) 女子の3人に1人、男子の5人に1人

高校生の性暴力被害率は、言語的・視覚的・強制的身体接触に関して、女子で33.0%～37.2%、男子では12.7%～20.7%、つまり女子の約3人に1人、男子の5人～8人に1人はレイプを除く何らかの被害体験があることが明らかになった。3年生の女子に限ると、「無理やり体を触られた」ことがあるのは、半数にも上る。

さらに、女子のレイプ未遂は13.2%、既遂が5.3%と、なんと20人に1人が「無理やりセックスをされた」経験があると

述べている。

しかも、これらの性暴力の多くは、「学校内」や「通学時」、「(相手・自分の)家」など、まさに高校生の身近な生活圏内で生じている。被害体験も「2回以上」の者がほとんどであり、高校生の性暴力被害は身近な生活環境の下で、しばしば起きていることだといえる。携帯電話やインターネットなどの情報ツールも、すでに女子の10人に1人が何らかの不快な体験をしていた。

## 2) 女子は「見知らぬ人」から、男子は「友だち」から

今回、男子の性暴力被害体験を尋ねたことにより、男子の被害率も少なくないことが明らかにされた。男女で比べると、軒並み女子の被害率のほうが高いが、被害の状況や内容において差異が見られた。

全体的に、女子の性暴力被害で最も多いのは、「無理やり、体を触られたり、抱きつかれた」というものであり、「電車内」での「知らない人」からの被害が目立つ。いわゆるチカン被害である。ほかにも、「路上・屋外」で「知らない人」から体を触られたという回答も多く、路上や車内での強制わいせつ被害が非常に多いことがわかった。女子の多くはまた、「知らない人」からの言葉による性暴力にも曝されていた。

一方、男子は「学校内」において「友だち」から受けた体験について回答した者が多い。本調査では、性暴力として示した行為の有無を尋ねたため、それにより本人がどう感じたかは問うていない。そのため、「友だち」同士で、体を見せたり、無理やり触るといった行動がどういう意味をもつかは明らかではない。男子の多くが、学校内での何らかの性的な強制行為を受けているという実態が示された。

## 3) 非常に多い高校生のデートレイプ

男女とも、「無理やり、セックスをされそうになった／された」というセックスの強要は、「恋人」や「友だち」という親密な関係にある者から、「相手の(自分の)家」という身近な場所で起きているという結果が示された。

レイプの実態は、俗説として言われているような「夜道で見知らぬ人から襲われる」というものではなく、むしろ親密な関係において生じることが多いことが明らかにされた。

親密な性的関係のなかで性的強要という暴力が生じるのには、ジェンダーの問題も大きく影響していると考えられる。男女のパワー・バランスが異なっていたり、男子の強引さを評価し、女子に従順さを求めるジェンダー規範が強いと、対等でアサーティブ(自己主張的)な行動は取りにくくなると言われている。高校生の行動範囲の狭さも、親密な関係のみに問題が集約しやすくなる一因かもしれない。いずれにせよ、セックスの強要は、精神面への衝撃のみならず、妊娠や性感染症への罹患など、身体への健康へも影響を与える可能性がある。

また、レイプ(未遂含む)の加害者に、家族や教師も挙げられていた。性的虐待やセクシュアル(スクール)・ハラスメントの問題としても、憂慮すべき事例である。

## 4) 学校がアブナイ

今回の調査では、被害に遭った場所のうち「学校内」が多くを占めた。とくに、男子では、「相手の裸や性器を、わざと見せられた」り、「無理やり、体を触られたり、抱きつかれた」のは、学校内での体験である。体育や部活動、休み時間など、さまざまな場面が考えられるが、学校内で何らかの性的な強制行為がしばしば起こりうることに注意が必要だろう。また、女子では高校への登下校中にさまざまな被害に遭っている。学校と地域の安全が問われよう。

## 5) 高校時代は性暴力被害のハイ・リスク期

さまざまな性暴力の被害時期として、もっとも多く挙げられたのが「高校生になってから」であった。もちろん、対象者が高校生であるために、近事の出来事についての回答が多くなったこともあろうが、女子においては、学年が上がるにつれ被害率は上昇している。高校3年生女子の被害率は、先行調査にある大学生や成人とほぼ同率であるほど高い。つまり、高校時代は、きわめて性暴力被害のリスクが高く、啓発教育とケアが重点的になされるべき年代であるといえる。

## ● 調査を終えて

本調査への協力校探しは、予想以上に難航した。「性」と「被害」という2つのハードルが多くの学校を躊躇させたようだ。研究班もまた、実施における生徒の心身の安全について、最後まで慎重に考え続けた。それでもなお私たちが学校での調査にこだわり続けたのは、性暴力被害が生徒の安全と健康の問題であり、学校、地域、社会の問題だからである。高校生の性暴力被害を、もはや「まさか」と否認してはいられない。「またか」と他人事に構えているときではない。生徒に起こりうる性暴力被害の実態を知り、生徒の心身の健康に配慮し、安全な学校や社会を築くために、学校は重要な役割を果たすと考える。学校が性暴力や性の問題をタブー視し、この問題を黙殺する限り、生徒が日々曝されている性暴力の実態が明らかになることはなく、生徒への支援や教育も始まらない。

2,346名の高校生の回答やコメントからは、彼女／彼らの性暴力に対する真剣な思いが伝わった。性暴力被害の有無に関わらず、多くの生徒が性暴力に対して怒りや恐れを感じていた。自分や身近な友人が受けた性暴力について、心身ともに強いショックを受けている者も少なくなかった。性暴力をなくしていくために、また適切な支援体制を築くためにという積極的な姿勢で調査に参加してくれた生徒もあった。こうした生徒の回答に、私たち研究班も強くエンパワーされた。

性暴力被害には、まだまだ多くの潜在例が推測される。調査に関しても、インフォームド・コンセントにもとづく、より安全な調査方法を検討する必要性や、研究・教育・臨床の連携の促進など、さまざまな課題が残されている。

高校生の性暴力被害の現実を、私たち自身、そして学校や社会が受け止めていくことが、生徒の性暴力被害に対する啓発や支援の第一歩となると考える。この課題は、まだ始まったばかりである。

※本調査は、以下の研究班に委託して、実施されました。

「高校生の性暴力被害実態調査」研究メンバー：筆者のほか、兵藤智佳（NPOぶれいす東京）、木藤裕子・笹川真紀子・廣幡小百合・吉田博美（以上、武蔵野大学）、角谷詩織（お茶の水女子大学大学院）

### 本調査の結果について、メディアを対象に、記者発表会を行いました。

（2004年7月27日 東京）

広く一般の人を対象として本調査の結果を伝えるために、新聞社、テレビ、出版社を対象に、記者発表会を行いました。近年、若者の暴力の問題が取り上げられてきているなか、とりわけタブー視されてきた性暴力被害に焦点をあてた本調査の結果は、メディアにかなりのインパクトをもって伝わったようです。中央・地方紙、週刊誌、ニュース報道番組、インターネットなどで、広く報道されました。

### シンポジウム「高校生の性暴力被害実態」を開催しました。

（2004年8月27日 東京）

約80名の学校関係者や性暴力被害者支援に携わる自治体やNGOの方たちの参加を得て、本調査の結果を報告し、今後の支援や予防について討論しました。

コーディネーター：兵藤智佳さん（早稲田大学客員研究員）

パネリスト：研究班代表 野坂祐子さん（大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター・講師）、安藤由紀さん（PEACE暴力防止トレーニングセンター）、柏崎正雄さん（NPO法人動くゲイとレズビアン会）、星井道代さん（高等学校養護教諭）



## ファシリテーター養成ワークショップ

アジア女性基金では、1998年度から、DVや性被害を受けた当事者を支援するために、最前線で暴力の相談にあたっている支援者を対象に、「援助者育成のためのワークショップ」を開催してきました。支援者が知識や対応の仕方を学ぶこと、支援者同士が連携を深めることを願ってきました。今年度は、こうした支援者を育成する「ファシリテーターの養成」を目的とした研修を開催します。子ども虐待防止法、DV防止法も施行され、暴力や虐待を受けた当事者が相談機関を訪れる機会が増えてきました。よりよい支援が行われるよう、今、支援者を支援するスーパーバイザーやファシリテーターが求められています。

### 日時【東京】

ワークショップ：2004年11月20日(土)・21日(日)・22日(月)の3日間 10:00~16:00  
ディスカッション：2004年11月22日(月) 17:00~19:00

### 【京都】

ワークショップ：2004年11月25日(木)・26日(金)・27日(土)の3日間 10:00~16:00  
ディスカッション：2004年11月27日(月) 17:00~19:00

### 講師：マギー・ジーグラー (Maggie Ziegler M.A.)

トラウマカウンセリングを専門とする臨床心理カウンセラー。約25年間にわたり、トラウマカウンセリングに関する種々のトレーニング、ワークショップに取り組む。1989年より、カナダのブリティッシュ・コロンビア州政府が運営するJustice Institute of B.C.にて、性的虐待、トラウマ、暴力の分野において、女性や子ども、サバイバーや支援者を対象にしたプログラムの作成、ワークショップの企画・実行に携わる。旧ユーゴスラビアにおいて、紛争下でトラウマに悩むサバイバーのためのメンタルケアにも取り組むなど幅広い活動をしている。1999年と2000年には、アジア女性基金が主催した「援助者のためのワークショップ」で講師を務めた。

### 会場：【東京】 東京ウィメンズプラザ (東京都渋谷区神宮前5-53-67)

【京都】 ウィングス京都 (京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262)

### 対象：ファシリテーターとして活動している方、ファシリテーターを目指している方、各会場30名

### 締切：2004年11月12日(金) 必着 (応募者多数の場合は抽選)

### 参加：無料 (日⇄英の逐次通訳あり)

**お申込方法：**指定の申し込み用紙にご記入の上、Eメールかファックスでアジア女性基金までお送りください。

(用紙は、<http://www.awf.or.jp>からダウンロードできます。または、電話でお問い合わせください。)

## 「武力紛争下における女性の人権」研究会

アジア女性基金では、「慰安婦」を生んだ歴史を二度と繰り返さないために、歴史を直視すると同時に、現在もなお世界各地で起きている女性に対する暴力の予防策や扮装解決の制度、和解の枠組みなどについて、より論議を深める目的で1997年より研究会を行なってきました。

第26回目となる次回研究会は、2004年12月17日(金)に開催します。講師は今年9月、3年間の旧ユーゴスラビア国際戦犯法廷での裁判官としての任務を終えられ帰国された、最高検察庁検事の多谷千香子氏にお話をいただくことになりました。テーマは、「人道に反する罪と上官責任」です。(過去のテーマについては <http://www.awf.or.jp/woman/research.html#research2> にてご覧いただけます。)